

落札者決定基準

1. 価格に関する評価の算出方法（100点）

$$\left[\left[1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right] + \left[\frac{\text{最高入札価格} + \text{最低入札価格}}{2} - \frac{1}{2} \right] \frac{\text{予定価格}}{\text{予定価格}} \right] \times \text{得点配分}$$

2. 価格以外の評価点の算出方法（200点）

評価分類	評価項目	評価基準	配点	備考	定量・定性区分	様式	
財務体質等	自己資本比率の状況	経営の安定度を評価			※計算に使用した証拠書類を提出すること ※自己資本÷総資本×100	定量評価	様式3
		○20%以上	10点				
		○10%以上20%未満	8点				
		○0%超10%未満	4点				
	流動比率の状況	短期的な支払能力を評価			※計算に使用した証拠書類を提出すること ※流動資産÷流動負債×100	定量評価	様式4
		○150%以上	8点				
		○100%以上150%未満	4点				
		○100%未満	0点				
	経常利益の状況	総合的な成長を評価			※当期経常利益と前期経常利益を比較し、経常利益が増加しているかで判断 ※3ヶ年の状況で評価 ※当期経常利益が赤字の場合は、向上としない。 ※経常利益の証拠書類を提出すること	定量評価	様式5
		○3ヶ年とも前期より向上	8点				
○3ヶ年のうち2ヶ年が前期より向上		6点					
○3ヶ年のうち1ヶ年が前期より向上		4点					
過去3ヶ年の決算状況 (赤字の有無)	収益力を評価			※計算に使用した証拠書類を提出すること ※過去3ヶ年の損益計算書の経常利益で評価	定量評価	様式6	
	○赤字なし	8点					
	○3ヶ年のうち1ヶ年が赤字	6点					
	○3ヶ年のうち2ヶ年が赤字	4点					
キャッシュフローの状況	営業キャッシュフローで評価			※計算に使用した証拠書類を提出すること ※キャッシュフロー計算書が未作成の場合は、財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）に基づく算出による評価を可とする。	定量評価	様式7	
	○営業キャッシュフローが0円超	6点					
	○営業キャッシュフローが0円以下、または、 上場企業でキャッシュフロー計算書を未作成	0点					
地域精通度	事業者の所在地	本店、支店、営業所等の所在地を評価			定量評価	様式8	
		○市内に本店あり	5点				
		○市内に支店、営業所等あり	3点				
		○府内に本店、支店、営業所等あり	1点				
市への社会貢献度	市との災害時応援協定等の締結による地域貢献の実績	災害時の応援等に係る市との災害時応援協定の締結の有無を評価			※災害時応援協定等を市と締結している事業者を評価。事業者の所属している団体が、市との協定等を締結しているときも評価の対象とする。	定量評価	様式9
		○協定締結あり	4点				
		○協定締結なし	0点				
事業者の実績・能力	事業者の同種・類似業務の実績	事業者の同種・類似業務受託実績を評価			※評価対象は平成30年度～令和4年度中の受託実績とする。 ※「同種業務」とは、道路運送法第21条の許可に基づく運行業務とする。 ※「同規模業務」とは、人口10万人以上の地方公共団体もしくは同人口以上の地方公共団体に所在する観光協会から受託した業務とする。 ※「類似業務」とは、地方公共団体及び観光協会から受託した一般貸切旅客運送事業による業務とする。	定量評価	様式10
		○同種かつ同規模以上の業務受託実績あり	15点				
		○同種かつ1/2以上の規模の業務受託実績あり	10点				
		○類似業務の業務受託実績あり	6点				
配置予定従事者の実績・能力	配置予定従事者の保有する資格	業務を執行する上で有効な国家資格等の有無を評価			※複数の国家資格等を評価対象とする場合は、重要度や難易度に応じた配点とする。 ※証明書、合格証等を提出すること ※「有効な国家資格等」とは、安全運転管理者、大型二種自動車運転免許等とする。	定量評価	様式11
		○資格あり	8点				
		○資格なし	0点				
	配置予定従事者の業務実績	同種・類似業務の実績の有無を評価			※「同種業務」とは、道路運送法第21条の許可に基づく運行業務とする。 ※「類似業務」とは、地方公共団体及び観光協会から受託した一般貸切旅客運送事業による業務とする。	定量評価	様式11
		○責任者として同種業務に従事した実績あり	15点				
		○同種業務に従事していた実績あり	13点				
		○類似業務に従事していた実績あり	10点				
	配置予定従事者の業務内容に関する専門知識等	同種・類似業務内容に関する専門知識等の有無を評価			※「専門知識」とは、道路運送法、運輸規則、大型車両に関する運転技術・知識、接客、接遇、マナーの知識等を保有している状況とする。 ※運行管理者、安全運転検定、サービス接客等の検定証明書、合格証等を提出すること。	定量評価	様式11
		○専門知識等あり	10点				
		○専門知識等なし	0点				
	研修体制	研修の実施	技術力向上のための研修の実施状況を評価	5点	※提案書、個人情報保護方針・マニュアル等、個人情報関連の資格認証の写し・登録証の写し等を提出すること	定性評価	様式12
適正な履行確保のための研修計画		契約期間中の適正な業務履行確保のための研修計画の有無及び内容を評価	3点	※研修対象は現場の作業従事者とする。 ※事業者独自の研修、外部での研修を問わないものとする。 ※警備業法に基づく法定研修は評価の対象としない。	定性評価		
履行体制	適正な履行確保のための業務体制	仕様書に基づく作業計画書の作成と業務内容を評価	8点	※作業計画書と仕様書との適合性を評価する。	定性評価	様式13	
品質保証への取組	品質マネジメントに関する取組状況	品質マネジメントに関する取組状況を評価		※登録証の写しを提出すること ・ISO9001（品質マネジメントシステム） ※ISOについては公益財団法人日本適合性認定協会のHPを参照 ※入札告示日現在の取得状況とする。	定量評価	様式14	
	○ISO9001の認証取得の有無	3点					
	苦情処理体制	苦情処理体制の整備状況を評価	6点	※苦情処理要領（マニュアル等）の有無、内容（役割分担、報告・指示及び結果報告系統、伝達方法の明記必須）	定性評価	様式15	

評価分類	評価項目	評価基準	配点	備考	定量・定性区分	様式
実施方針等	実施方針・フロー・工程表	業務の実施方法や実施体制、工程表等を評価 ・業務目的及び趣旨との整合性がとれているか。 ・業務が遂行可能な人員確保がなされているか。 ・開発期間短縮の工夫がなされているか。	8点		定性評価	様式16
特定提案等	バスの利用促進、消費喚起に関する提案	運賃収入の30%以内を活用し、バスの利用促進、滝道ワンウェイ観光の促進及び滝道における消費の活性化に資する提案について評価。	40点	【加点要素（例）】 ・收受した運賃を活用し、地元商店で利用可能なクーポン券を配布。 ・箕面市観光協会や地元関係団体と連携し実施する。	定性評価	様式17-1
	安全な運行に関する提案	安全な運行を行うための提案がなされているか評価	15点	【加点要素（例）】 ・停留所におけるバスの入出庫及び転回時等に、運転手その他、乗務員を配置し誘導・安全確認を行う。 ・掲示物等により停留所の場所を分かりやすく明示する。		様式17-2
	その他有益な提案	仕様書に記載以外の事項について、本市にとって有益な提案がなされているかについて評価	15点	【加点要素（例）】 ・提案金額内で実施可能な提案が含まれている。 ・市が別途行う周知チラシ・ポスター作成と重複しない、バスの利用促進に資する提案が含まれている。 ・バス利用者の市内滞在時間の延長に資する提案が含まれている。		様式17-2
合計			200点			